

平成 2 8 年度
第 1 回 北広島市行政不服審査会
議案書

日 時 : 平成 2 8 年 6 月 1 0 日(金) 午後 6 時

場 所 : 北広島市役所 本庁舎 2 階 会議室

～ 会 議 次 第 ～

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 出席者の紹介(委員及び事務局)
- 5 議事
 - (1) 会長の選出
 - (2) 北広島市行政不服審査会の運営
 - ア 会議の公開等の方針
 - イ 北広島市の行政不服審査制度の概要
 - ウ 北広島市の過去の不服申立ての状況
 - エ 審査請求があった場合の諮問・答申の流れ
 - オ 北広島市行政不服審査会の事務処理等
 - カ 今後の会議の開催方針
- 6 その他
- 7 閉会

【配布資料】

- ・別紙 1 ～ 別紙 4
- ・行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル

北広島市行政不服審査会委員

| 氏 名 | 公 職 等 |
|-------------------|------------------|
| おがわ さとみ 小川 里美 | 弁護士 |
| はた ひろみ 秦 博美 | 北海学園大学法学部 教授 |
| よねだ まさひろ 米田 雅宏 | 北海道大学大学院法学研究科 教授 |

(五十音順)

5 議事

(1) 会長の選出

北広島市行政不服審査会条例第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により定める。

(2) 北広島市行政不服審査会の運営

ア 会議の公開等の方針

北広島市行政不服審査会の会議は、北広島市情報公開条例第20条及び北広島市市民参加条例第9条第6項の規定に基づき、原則、公開としたい。

(別紙4の12ページ参照)

審査請求人から会議の公開を希望しない旨の申出があった場合その他会議を公開することが適当でないと認められる場合は、この審査会の会議に諮った上で、公開・非公開を決定することとしたい。

イ 北広島市の行政不服審査制度の概要(別紙1)

ウ 北広島市の過去の不服申立ての状況(別紙2)

北広島市行政不服審査会の諮問の対象となるような過去の市長に対する不服申立ては、ここ5年間では1件(平成25年度：個人市道民税の賦課決定に対する異議申立て)である。

その他市長に対する異議申立ては1件(平成25年度：公文書非公開決定)であるが、情報公開請求に係るものであり北広島市情報公開・個人情報審査会へ諮問される案件である(新制度においても同様)。

それ以外の不服申立ては、請求先が異なる(知事等)。

エ 審査請求があった場合の諮問・答申の流れ(別紙3)

オ 北広島市行政不服審査会の事務処理等

北広島市行政不服審査会の事務局は総務部総務課において行うが、諮問から答申までの具体的な事務処理等については、行政不服審査法に基づいた審査庁による事務処理の方法や、国の行政不服審査会の事務処理の方法にならって行うこととするので、その事務処理等の取扱い及び運用は、事務局に一任をいただきたい。

具体的な事務処理等に当たっては、配布の「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル(平成28年4月総務省行政管理局行政手続室)」の例により行うこととしたい。

なお、様式類に押印する北広島市行政不服審査会の印及び会長の印は、次のとおりとしたい。



カ 今後の会議の開催方針

審査会への諮問対象となる審査請求案件が発生しない限り、原則、会議は開催しないことといたしたい。

委員からの提案又は事務局から協議・報告すべき事項が発生したときは、事務局から会長に相談の上、会議の招集及び開催をお願いしたい。

諮問対象となる審査請求案件が発生した場合は、迅速な会議運営を図るために、委員の勤務先等を考慮して、北広島市役所のほか札幌市内での会議開催も検討したい。